

農地中間管理機構との協議開始の勧告（農地法第36条）

利用意向調査後、6か月が経過しても「利用意向どおりに対応しない」又は「意向の表明がない」場合は、所有者等に対し機構による農地中間管理権（※）の取得について、機構と協議するよう勧告を行う場合があります。ただし、次のいずれかに該当する場合は勧告はされません。

- 市街化区域内にある農地
- 機構が農地中間管理権を取得する基準に適合しないと判断した農地
- 所有者等が機構に貸し付ける意思を表明した農地
- 山林化・原野化している農地

※農地中間管理権

農地を担い手に貸し付けることを目的に、機構が取得する当該農地に関する賃借権又は使用賃借による権利

遊休農地の課税強化等

上記の勧告が行われた遊休農地は、固定資産税の課税が強化されます。通常は売買価格に限界収益率を乗じて評価額を得ていますが、勧告の対象となった遊休農地は限界収益率を乗じないことされ、結果として翌年の固定資産税が増えることとなります。

一方、所有する農地のすべて（10a未満で自作地を残すことも可能）を新たに機構へ10年以上貸し付けると一定期間、固定資産税が2分の1になります。

岡山県農地中間管理事業等に関するお問い合わせ先
岡山県農地中間管理機構 備中支部 ☎ 086-435-7720

農業者年金で安心できる老後を

国民年金(40年納付)だけでは、夫婦2人の生活費を月額約23万円とした場合、1月あたり約10万円不足します。
メリットがたくさんある農業者年金に加入して、安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金の特徴

- ①終身年金で80歳までの保証
年金は生涯支給。加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずの金額を死亡一時金として支給。
- ②税制上の優遇措置
支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象。(支払った保険料の15%~30%程度の節税)
- ③保険料の額は自由に決定
保険料の額、月2万円から6万7千円の範囲で、千円単位で決定。(随時金額の変更可)
- ④少子高齢化に強い年金。
自ら積み立てた保険料とその運用益で受け取る年金額が決まる積立方式年金。

次の3つの要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。

- 年間60日以上 農業従事
- 国民年金1号 被保険者
- 60歳未満



独立行政法人農業者年金基金 電話：03-3502-3199 <http://www.nounen.go.jp>

農業委員会 だより

発行/
浅口市農業委員会

第5号

会議の様子

会長あいさつ

浅口市農業委員会 会長 問田 一男

皆様方には日頃より、当委員会の活動・運営につきましまして、格別のご理解と、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成二十八年四月から農地利用の最適化を推進するため、改正農業委員会法が施行されました。農業委員の選出方法も選挙制から市長の任命制へと移行し、加えて、農地利用最適化推進委員の新設により、農業委員会も大きく変わろうとしています。

その背景には全国的に農業者の高齢化や担い手不足などによる耕作放棄地の拡大などが問題になっており、利用されない農地は規模拡大を目指す経営体へ集積するなど、農地の効率的な利用の推進を図ることを目的とし、その調整役を農業委員会が担う内容となっています。

浅口市農業委員会においては、経過措置により、平成三十年八月一日から新体制への移行となり、現在その準備を進めているところでございます。

農業委員・推進委員を検討されている方におかれましては、ぜひ将来の浅口市における農業を発展させていきたいという熱意で応募いただければと思います。

また、農業は極めて自然条件に左右されやすい産業であり、特に最近では異常気象といわれるような現象が毎年のように起こっております。被害に遭われた方々につきましては、生活再建をはじめ、農業経営再開までの厳しい復旧作業に際し、同じ農業者として心の痛むところがございます。

本市も様々な課題を抱えておりますが、今後も農地と人を守り活かすという重要な役割を担い、地域農業の活性化に全力で取り組んで参りたいと思っておりますので、皆様方の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



浅口市農業委員会委員及び 浅口市農地利用最適化推進委員の募集要項

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)が改正され、農業委員の選出方法が選挙制・選任制から、推薦又は応募による候補者の中から**議会の同意を得て市長が任命**する方法に変更されました。

また、この改正により**農地利用最適化推進委員が新設**されました。農地利用最適化推進委員は、推薦又は応募による候補者の中から農業委員会が委嘱します。

この次期農業委員及び農地利用最適化推進委員について、次のとおり募集します。

	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
募集人員	12人	13人(右記参照)
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当区域の農業事情に精通し、当該最適化の推進のための現場活動ができる者。
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毎月の農業委員会に出席(農地の権利移動等農地法の規定による審議・許可、農地利用集積計画の審議等) ■ 農地利用最適化に関する指針の策定 ■ 無断転用への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当区域における現場活動 <ul style="list-style-type: none"> □ 担い手への農地利用の集積・集約化 □ 遊休農地の発生防止・解消 □ 新規就農者の促進・支援 □ 農地パトロール(農地利用状況調査)
委員の任期	平成30年8月1日～平成33年7月31日	平成30年8月中旬～平成33年7月31日
報酬(月額)	会 長 30,000円 会長代理 26,000円 委 員 25,000円	委 員 24,000円 (岡山県農地中間管理事業による利用権 設定1件につき3,000円を加算)
資格要件	原則として、市内に住所を有する者。ただし、次のいずれかに該当する場合は委員になることはできない。 ア 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
推薦・応募の手続き	[提出様式] <ul style="list-style-type: none"> ■ 農業者(個人)が候補者を推薦する場合 様式第1号 ■ 農業者団体が候補者を推薦する場合 様式第2号 ■ 候補者本人が応募する場合 様式第3号 ※様式は農業委員用と農地利用最適化推進委員用があります。 ※様式は下記提出先で配布しています。また市ホームページからダウンロードもできます。 www.city.asakuchi.lg.jp/sangyo/nogyo/inkai/index.html	
	[添付書類] 本籍地発行の身分証明書(資格要件のア及びイに該当しないことの証明書)	
	[提出先] 提出様式と添付書類を本庁農業委員会事務局又は金光・寄島の各支所産業建設課へご持参又は右記お問合せ先へ郵送してください。	
	[受付期間・時間] 平成29年11月1日(水)～11月30日(木)の平日午前8時30分～午後5時15分 ※郵送の場合は、11月30日の消印有効	

応募状況の公表	受付期間中及び期間終了後、市ホームページ等により公表します。			
選考方法	候補者評価委員会を開催し、提出書類の内容等に基づき選考します。			
選考結果の公表	委員に任命又は委嘱した者について、市ホームページ等により公表します。			
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方の候補者になることができます。 ■ 農地利用最適化推進委員は、同時に複数の区域の候補者になることができます。 ■ 農業委員と農地利用最適化推進委員を兼務することはできません。 ■ 複数の区域の農地利用最適化推進委員を兼務することはできません。 			
農地利用最適化推進委員の募集人員の詳細	町域	担当区域	区域の詳細	人員
	金光町	金光1	上竹、下竹、八重	1人
		金光2	占見新田、占見、地頭下	2人
		金光3	佐方、須恵、大谷西、大谷東	2人
	鴨方町	鴨方1	鴨方、益坂、地頭上、本庄、深田	2人
		鴨方2	小坂東、小坂西、みどりヶ丘	2人
		鴨方3	鳩ヶ丘、六条院西、六条院中、六条院東	2人
	寄島町	寄島1	東安倉、中安倉、西安倉、国頭、三郎	1人
寄島2		早崎、宮通、山根、大浦、尾焼、片本、鏡、青佐、柴木、中新開、寄島新開	1人	
お問合せ先	〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050番地 浅口市農業委員会事務局 ☎(0865)44-9012			

農地パトロール(農地利用状況調査 農地法第30条)

「農地パトロール」は、地域の農地利用の確認、遊休農地・耕作放棄地の実態把握、違反転用の早期発見・防止を目的とし、市内全域の農地について調査します。

浅口市の状況は、耕作放棄地が山間地を中心に増加傾向です。これは、農業経営者の高齢化や後継者不足、不在地主など様々な要因が考えられます。

しかし、耕作放棄地は病害虫や有害鳥獣の温床となり、近隣農地の耕作障害や農作物への被害、ひいては健康障害に及ぶ恐れもあります。農地の適切な管理をお願いします。

利用意向調査(農地法第32条・第33条)

農地パトロールで把握した「遊休農地」と「遊休化のおそれがある農地」について、その所有者等に対し「利用意向調査」を発出します。利用意向調査は、当該遊休農地の今後の利用計画について調査するものです。利用意向の選択肢は、次のとおりです。

- ①岡山県農地中間管理機構(以下「機構」という)に農地を貸し付ける
- ②岡山西農業協同組合に担い手を探してもらう
- ③自分で担い手を探す
- ④自分で管理する
- ⑤その他

また、森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難な農地、又は周囲の状況からみて農地として復元しても継続して利用できない農地は、農業委員会で協議します。その結果「非農地」と判断したものについては、所有者等に地目変更の照会通知を発出します。